

平成24年度鳥取県環境影響評価審査会（第4回）次第

日時：平成24年10月17日（水） 午後1時15分から3時頃

場所：鳥取県議会棟3階 特別会議室（鳥取市東町1-220）

1 開会

2 議題

東部広域行政管理組合可燃物処理施設整備事業（仮称）の環境影響評価準備書について

3 その他

4 閉会

〔資料〕

資料1	これまでの審査会委員からの意見の概要
資料2	準備書に対する知事意見の項目とその案
資料3	鳥取県環境影響評価条例手続きの流れ

〔参考〕

参考資料	県議会議員からの意見事項
------	--------------

（配布済み）

東部広域行政管理組合可燃物処理施設整備事業にかかる環境影響評価準備書及び概要版、並びに資料

（本件に関するお問い合わせ）

環境立県推進課 環境イニシアティブ担当 後藤田、吉田

電話：0857-26-7876

ファクシミリ：0857-26-8194

E-mail: kankyurikken@pref.tottori.jp

平成24年度鳥取県環境影響評価審査会（第4回）出席者名簿

鳥取県環境影響評価審査会委員

氏名	所属	役職	専門分野	出欠
おかざき まこと 岡崎 誠	鳥取環境大学 環境学部	教授	大気環境、環境政策	
ますだ たかのり 増田 貴則	鳥取大学 工学部	准教授	水循環、流域管理、GIS、非特定汚染源、廃棄物循環	
しみず かつゆき 清水 克之	鳥取大学 農学部	講師	灌漑排水、農地水文、水資源管理	
こだま よしのり 小玉 芳敬	鳥取大学 地域学部	教授	河川地形、堆積相解析、地形実験、砂礫の破碎摩耗、流域の土砂収支	
かどの あつのぶ 角野 貴信	鳥取環境大学 環境学部	講師	土壌学、植物栄養学、物質循環	
おかだ たまみ 岡田 珠美	鳥取県生物学会	会員	動物・植物	
ながまつ だい 永松 大	鳥取大学 地域学部	准教授	植物生態、個体群動態、生物多様性の保全、希少種、自然攪乱	
たはら まり 田原 麻里	米子工業高等専門学校 物質工学科	准教授	植物生理、植物組織培養	×
たかはし ちぐさ 高橋 ちぐさ	鳥取大学 地域学部	教授	野生高等植物、ゲノム、遺伝子、生物教育、科学教育	
おくら ひろか 小椋 弘佳	米子工業高等専門学校 建築学科	助教	景観、地域・都市計画	×
なかだ ゆうこ 仲田 優子	グリーンコープ生協とっとり	理事	自然との触れ合い活動	×
おおにし かずなり 大西 一成	鳥取大学 医学部	助教	公衆衛生学	
おだ てつや 小田 哲也	鳥取大学 工学部（特別委員）	准教授	内燃機関、液体燃料、微粒化、燃焼特性、有害排出物質	

10名

（事務局）

9名

担当課	出席者
生活環境部	次長 三木文貴
環境立県推進課	課長 白石祐治、課長補佐 後藤田拓也、衛生技師 吉田篤史
水・大気環境課	衛生技師 木下博登
循環型社会推進課	課長補佐 荒金 美斗
公園自然課	係長 岸田淳

鳥取県環境影響評価条例
(平成10年12月22日鳥取県条例第24号) (抜粋)

(準備書についての知事の意見)

- 第19条 知事は、前条の規定による送付を受けたときは、規則で定める期間内に、事業者に対し、準備書について環境の保全の見地からの意見を書面により述べるものとする。
- 2 前項の場合において、知事は、期間を指定して、準備書について関係市町村長の環境の保全の見地からの意見を求めるものとする。
- 3 第1項の場合において、知事は、前項の規定による市町村長の意見を勘案し、前条の書類に記載された意見に配慮するとともに、鳥取県環境影響評価審査会の意見を聴くものとする。

(法の対象事業についての意見)

- 第38条 知事は、法第10条第1項又は法第20条第1項の意見を述べようとするときは、鳥取県環境影響評価審査会の意見を聴くものとする。

第10章 鳥取県環境影響評価審査会

(設置)

- 第40条 この条例の規定によりその権限に属する事項を調査審議させるため、鳥取県環境影響評価審査会(以下「審査会」という。)を設置する。

(組織)

- 第41条 審査会は、委員15名以内で組織する。
- 2 委員は、学識経験を有する者のうちから、知事が任命する。

(任期)

- 第42条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 2 委員は、再任されることができる。

(特別委員)

- 第43条 審査会に、特別の事項を調査審議させるため、必要に応じ特別委員を置くことができる。
- 2 特別委員は、学識経験を有する者のうちから、知事が任命する。
- 3 特別委員は、当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

(会長及び副会長)

- 第44条 審査会に、会長及び副会長それぞれ1人を置き、委員の互選によりこれを定める。
- 2 会長は、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

- 第45条 審査会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。
- 2 審査会は、委員及び議事に関係のある特別委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席した委員及び議事に関係のある特別委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

- 第46条 審査会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。
- 2 部会に属すべき委員及び特別委員は、会長が指名する。
- 3 前2条の規定は、部会の運営について準用する。

(庶務)

- 第47条 審査会の庶務は、生活環境部において処理する。

(運営に関する細則)

- 第48条 この条例に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、審査会が定める。

鳥取県環境影響評価審査会公開規程

平成12年9月12日
鳥取県環境影響評価審査会

(趣旨)

第1条 この規程は、鳥取県環境影響評価条例第48条の規定に基づき、鳥取県環境影響評価審査会（以下、「審査会」という）の公開に関し、必要な事項を定めるものとする。

(会議の公開)

第2条 審査会は、原則公開とする。ただし、次に掲げる場合で公開により調査審議に支障が生じると審査会が認めるときは、非公開とする。その際、会議の冒頭に会長が委員に諮って、公開又は非公開の決定をするものとする。

- ① 希少な動植物に係るもの、企業秘密にかかるものなど鳥取県情報公開条例（平成12年鳥取県条例第2号）第9条第2項各号に掲げる情報が含まれる事項について、調査審議を行う場合。
- ② 会議を公開することにより、当該会議の公正又は円滑な運営に著しい支障が生じると認められる場合。

(公開の方法)

第3条 審査会は、前条の非公開の決定をした場合を除き、傍聴希望者に会議の傍聴を認めることとする。

- 2 傍聴の定員は5人以上とし、会場の収容人員に応じて適宜増員するものとする。

(傍聴の手続)

第4条 傍聴は、先着順に定員に達するまで認めることとする。ただし、定員を超えて傍聴希望者がある場合で、傍聴希望者が資料又は傍聴席がないことを了解した場合、可能な範囲で、できるだけ傍聴を認めることとする。

- 2 傍聴希望者が非常に多数であり、先着順による対応が困難であることが予想される場合、前項によらず抽選により傍聴者を定めることができる。
- 3 傍聴の受付は、原則として、会議開催当日に会場で会議開催の10分前から行うこととする。

(傍聴要領)

第5条 傍聴要領は、別紙1のとおりとする。

(会議開催案内)

第6条 会議の開催を周知するための会議開催案内は、別紙2のとおりとする。

(雑則)

第7条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、会長が定める。

附則

この規程は、平成12年9月12日から適用する。

傍聴要領

鳥取県環境影響評価審査会

1 傍聴する場合の手続

- (1) 会議の傍聴を希望される方は、会議の開会予定時刻までに、受付を行ってください。
- (2) 傍聴の受付は、先着順で行い、定員になり次第、受付を終了します。
- (3) 会議を傍聴される方は、事務局の指示に従って会議の会場に入室してください。

2 会議の秩序の維持

- (1) 傍聴者は、会議を傍聴するにあたっては、事務局の指示に従ってください。
- (2) 傍聴者が会議を傍聴する場合に守っていただく事項に違反したときは、注意し、なおこれに従わないときは、退場していただく場合があります。

3 会議を傍聴する場合に守っていただく事項

傍聴者は、会議を傍聴する際は、次の事項を守ってください。

- (1) 会議開催中は、静粛に傍聴し、発言しないことはもとより、拍手その他の方法により、可否を表明したりしないでください。
- (2) 騒ぎ立てる等、議事を妨害しないでください。
- (3) 会場において、飲食又は喫煙をしないでください。
- (4) 会場において、写真撮影、録画、録音等をしないでください。ただし、審査会の会長の許可を得た場合はこの限りではありません。
- (5) その他会場の秩序を乱し、会議の支障となる行為をしないでください。

鳥取県環境影響評価審査会からの意見概要について

【平成24年5月18日 第1回審査会】…

【平成24年9月12日 第2回審査会】…

【平成24年10月3日 第3回審査会】…

番号	項目	委員名	意見事項	事業者の回答
1	大気質	小玉委員	接地逆転層が意外とあるが、無風状態での振る舞いはどうか。一般的にはない状態と思うが。	長期予測では無風状態は予測しているが、短期予測は想定していない。なぜなら地上が無風でもある程度の高さでは、何らかの風が吹いていること、また煙突からの排出時には、吸引・吹き出しをかけるので、無風状態はまずないと考える。
2		小玉委員	大気質の予測シミュレーションに関して、事業者の方で、逆にどのような限界があると。シミュレーションに関する限界のようなことは述べないものか。それを問うてみるとどうか、という気がしたが。シミュレーションで出てきたからそれが全てだ、となってしまうよう、限界があるというところを具体的に少し挙げるのはどうかと思うが。	(事務局への意見であり、事業者の回答なし)
3		小田委員	接地逆転層の崩壊時のシミュレーション結果が他より詳しく出していないが、ぜひ、一番都合の悪いところの結果をきちんと公開してあげた方がいいのかなと思う。	説明の仕方が逆転層のところ少し足りないのではないかということについては、補完ができるものならば、もう少し補完をしていく。
4		小田委員	大気の拡散は多分流体シミュレーションか何かをされていると思うが、大体どれぐらいの精度で予測ができるものか。	今の予測調査は、低い方ではなく、最大値のところまで予測値を出している。どこまで精度かは言い切れない部分があるが、そのために事後調査をして、その検証をし、何か不具合が出る場合は、何らかの改善をしていく形になると思う。
5		小田委員	風が吹いてその拡散の具合などの傾向は多分出せると思うが、エンジン等のシミュレーションでは1けたぐらいオーダーが違うことが普通におこる。 提案だが、煙突から出てくる気流の速度とか温度とか、計算パラメータについて、公開されてはどうかと思う。	資料編等を今持ってきていないが、資料編にも相当データが入っていると思う。もしその資料編の中に漏れがあるようであれば、全て基本的にはオープンなので、オープン化をしていきたいと思う。
6		小田委員	計算の方法についての確認ですが、代表点の風速から、風速の空間分布を求め、それをを用いて有害排出物の拡散の計算を行っているという理解でよいか？	長期平均濃度の予測は、拡散計算式として有風時にブルーム式、弱風無風時に対してはパフ式を用いている。 ブルーム式とは、風下に連続して流されていく移送や拡散の現象をブルームという煙の流れ、煙流としてとらえており、それが連続して拡散される状態を予測する。 また、パフ式は、ブルームモデルの煙流を細切れにして、

				<p>一つ一つの煙の塊、煙塊として、それが移流、拡散される状態を予測するもの。いずれも、発生源の強度や流れの場が一定の状態を前提としている。</p> <p>この式を用いて風向別や風速別、大気安定度別に拡散計算を行い、年間の気象観測結果からそれぞれの気象の出現頻度を整理した上、加重平均によって年間の平均値を算出している。</p> <p>また、この予測手法は、廃棄物処理法に基づく生活環境影響調査指針（H18年）、ごみ焼却施設アセスメントマニュアル（S61年）に示されているとともに、環境省の窒素酸化物総量規制マニュアルや火力発電所の電力施設の予測にも広く使われているもので、年平均値のような長期平均値予測の手法としては実績のあるものである。</p> <p>なお、指摘のあった流体数値解析手法は、現在、大気汚染分野では研究レベルで確立された手法というものはない。また、この手法は、主に建物の周りとか谷とかそういった複雑地形での特殊な予測を行うもので、予測する範囲が広域で、年間の平均値を求めるような今回のケースでは通常用いられていない。</p>
7	小田委員	<p>風速の空間分布は流体数値解析の手法で行ったものと思うが、このような理解でよいか？</p> <p>この場合、計算領域（東、西、高度）、計算領域の分割スケール（東、西、高度）、数値計算する上での入力条件を教えほしい。（地表付近、特に起伏の大きい場所での分割スケールは細かい？）</p>	<p>風速の空間分布等は上に記載のとおり。</p> <p>計算範囲については、約10キロ四方の範囲を50メートルメッシュで分割して、計算を実施。</p>	
8	小田委員	<p>局所的な風速は時々刻々変化し、最小でいえば数分の時間スケールから変化するが、これを、どのようにモデル化しているのか？</p>	<p>予測に用いた風速は、風速の観測結果の1時間値を用いており、観測手法は、地上気象観測指針に基づいて、毎正時前の10分間の平均値としている。</p>	
9	小田委員	<p>煙突の有効高は300m程度ということで、この高さから汚染物質が排出されるモデル計算で、一般的に使用されている計算方法のようである。短期予測結果では500m付近で濃度が大きくなるという結果が出ており、複雑な起伏のある地形の影響を受けていることが表れている。</p> <p>南風を受ける場合、山の背後のよどみや吹き下ろし、非定常的な流れや局所的な乱れが生じていると思われるが、これらの影響を拡散式でどのように反映されるのか？</p>	<p>ごみ焼却施設の環境アセスメントマニュアルに、複雑地形の定義がある。煙突実態高を上回る高度の地形的特徴を持つ地域、と複雑の地形が定義されており、周辺に計画地よりも高い地形があり、それらの頂上部を予測する場合は該当する。これによると、今回の計画地は丘陵地の上であり、周辺よりもむしろ高い地形となっている。以上のことから、地形による影響の予測を加味していない。</p>	
10		<p>汚染物質の濃度、つまり拡散計算の初期値は焼却状態によって異なると思う。焼却するごみの量と空気量の比や、炉内の局所的な</p>	<p>御指摘のとおり排ガス濃度は変動する。しかし、予測では、計画目標値を前提に行っており、これ以上の濃度は</p>	

			高温、低温領域の分布状態に左右されると思うが、想定されている焼却施設ではどのような特性を持っているのか？	出さないという約束した数字で、実際はこれ以下の値で管理していく。従って、これを超えることはないと考えている。
1 1	水質	清水委員	余剰水・生活排水は、除外施設で必要な処理を行った上で、集落排水に放流して、そこで再処理されることになるのか。また、ここでの処理とはどういったものを除去するのか。	集落排水の放流には、それなりの処理基準があり、場内で中間処理をして集落排水施設につなぎ、そこで再度処理をして放流をすることになる。場内で特に変わったものが出ているわけではないので、BOD・SS等の一般的項目。
1 2		清水委員	今のため池の管理はどうなっているのか。見た感じでは上部はほぼ畑で、水は要らないと思ったが。	地元の地権者が管理している。今日の地点からは見えなかったが、実際に水田を作っている
1 3		清水委員	そうすると今度、調整池ということになったら、農業のためではないから別の管理になると思うが、水の出し方、とめ方等でどれくらい違いがあると思うか。	まだ下手に何枚か田んぼをつくっておられるので、その辺も考慮した構造・容量の調整池に決めている。
1 4	土壌	角野委員	南東への風が卓越しているが、そちら側にサンプル地点はないが、構わないか。今後モニタリングするなら、設けておいたほうが良いと思うが。	当初は、風向が不明で最大可能な円の範囲を設定していたが、風向もわかったので、言われるとおり、今後の稼働後のことも考えサンプリングしたい。
1 5		角野委員	ばいじんによる周辺土壌への影響調査がダイオキシン類を対象としているが、ばいじんによる土壌影響調査はしないと考えてよいか。また、用語が判らなくて申し訳ないが、ばいじんと浮遊粒子状物質は違うと考えてよいか	ばいじんは、ダイオキシン類に付着して排出されるので、ダイオキシン類の調査ではばいじんの状況はわかると考える。なお浮遊粒子状物質は、10 μ m以下の物質。
1 6		角野委員	土壌汚染のダイオキシンの蓄積は、除草剤によるものとあるが、このデータは公表されているのか	八頭の施設組合についてのデータであるが、ダイアグラム分析による由来調査で除草剤によるものが公表されている。
1 7		角野委員	3番目のダイオキシンの土壌の汚染に関して、確かに体の中の由来は難しいとは思いますが、今までもやられているように、農薬起源なのか、この事業起源なのかということは出せるような気がする。例えば、土壌を事業が定常となった時期から1年間というふうに、事後調査をやる際に、レベルがどれだけ上がったかとか下がったかということプラス、農薬起源か、あるいは事業起源か。恐らく環境基準よりかなり低いと思うが、そういうデータを出すことで、安心できるのではないかなと思う。 また、できれば土壌だけでなく、水質などでも由来がわかるものに分析値を再検討するなど、由来がわかるものは、検討していただければと思う。	八頭環境施設組合のダイアグラム分析の話をしていただいたが、この由来については、定例的に測定している分析を再分析することで全てわかるので、公開の方法はまた検討するでも、技術的に特に難しい問題ではないので、その経緯については今後、どこまで分析していくかということは公開する方向で検討したいと思う。
1 8	植物・動物・生態系	岡田委員	植物の移植の勝算は？（特にラン類）	全国の事例を参考に勝算を高めていきたい。

19	岡田委員	カスミサンショウウオをビオトープに移植するようだが、湧水を入れる仕組みはどうか。 また、山の切り盛り工事による湧水への影響はどうか	ビオトープは上流部のため池付近に作る予定で、入ってくる流水を調整していきたい。 山の切り盛り工事は下流域であり、湧水の心配は少ないと考える。上部にビオトープ等を作るため、下流域への損傷を減らすため側溝等を作っていく予定。
20	岡田委員	カスミサンショウウオなどの動物はビオトープへ移殖し、産卵の有無等の確認を事後調査で行うようだが、成否はどのように評価するのか。また利用しなければ、失敗になると思うが、その場合の評価はどうするのか。 一匹でも居ればとりあえず OK なのか。	数値目標はない。基本的には地域の生物層の維持する観点から実施する対策であり、事前に居たもの、居た種類が事後も生息できているという状況をもって、一応は環境保全措置として機能していると判断する。両生類については、産卵場所重要。 極端に言えば1個体でも産卵若しくは幼生が見られれば、地域の個体群が維持されると考えられる。
21	岡田委員	事前にいた種が事後も生息できている状況をもって判断するという事だったと思うが、事前にいた種が事後もいるという判断をどうつけるかという具体的な基準を示していただきたい。 前回、判断基準があいまいだったので、では1個体でもいればいいのですかと質問させていただいた。先ほど追加で基本的な考え方というので言われたが、それだけではやはり判断基準というのがあいまいなように思うので、もう少し具体的な判断基準を示された方がいいのではないかなと思う。	おっしゃられるイメージはよく理解はできるが、その基準、数値的なものとか具体的にそういうものが、環境影響評価の中に入らない。ですから、結果的には事後調査とかそういう経過を見ながら、産卵があった、なかったという判断をしていくことになるので、広く生態系について大事にされるお気持ちは非常によくわかるが、おっしゃられている基準、具体的に何%とかどうだとかということは、今のところ私どもも把握していないし、私どもの認識はそういう数値はないのだろうと思っている。御理解いただけたらと思う。
22	永松委員	ホンゴウソウは、県のレッドデータリストの絶滅危惧 類で、土地改変により最大 100%の消失の可能性があるが生息地が新設緑地であり、できる限り消失を回避する配慮はできないか。	まだ造成範囲等が決まっていないため、できる限り影響が出ない形でやっていきたい 別の場所にも生存しているので種の保存としてはできると思う。
23	永松委員	ホンゴウソウの件だが、できる限り影響が出ない形でやっていきたいということで、準備書にも保全の方法、影響の低減、回避の方法が書いてあるが、これは敷地の境界に生えている。しかも、外側でも見つかっていますよとは言われますが、それが全体で、ちょっとこれは間違っているかもしれないが、全体が59株で敷地の境界部に51株生えているという意味だと思っているが、その51株が影響を受けるかもしれないし、残るかもしれない。それであれば、本来あるべき姿勢としては、ど真ん中であって回避ができないわけではないので、敷地の境界なのだから、そこを小手先で保全措置をするのではなく、丸々、造成計画自体を変えるということはあるか。	作業の状況は、敷地造成の基本設計の段階に入っている。今おっしゃった境界とかの細かい実施設計の段階ではまだないところ。おっしゃられるそれが回避できるのかどうかということを実施設計の段階で、できる限り検討してみたいと思う。ただ、相手は山なので、そこを回避しようと思った余りに、例えば土砂災害の発生確率が高くなることもあると思う。今の状況は平面的に基本設計でこうあるのだろうなという図面の段階なので、御指摘のあった件については、実施設計の段階で、例えば少し水路関係を迂回することでそこが保全できるのかどうか、

				そのことについては改めてその段階で検討させていただきたい。
24		永松委員	ぜひできる限り回避をしていただく方向で、今後ここに書いてあること以上に配慮いただけるという理解でよいか。	これから詳細設計等に入る際に、きょうこれまで御議論いただいた指摘事項なり議論の話題になったことにつきましては、当然、設計の段階で設計会社が決めれば、これらも加味しながら設計に入りたいと考えている。
25		仲田委員	ピオトープについては、アピールする形のピオトープが散見される。保全のためのピオトープを造るのであれば必要と思うが、アピールのためのピオトープであれば力を入れる必要はない気がするが。	ある程度の維持をしないといけないという目的で造る予定なので、当然住民の方に対するアピールというのはまた別な方法があると考えている。
26	景観	永松委員	焼却施設建設に先立って、工業団地造成が既に進んでいるのであれば、準備書に書いてある景観の予測結果は実現されない。 現況はこうです、ということにはなと思うが、具体的に言うと、道の駅からの写真で、全く煙突が見えないことになっているが、煙突の位置にもよるかもしれないが、少なくとも上の木が切られれば見える可能性もある。実際は工業団地の建物がほとんどを占めて、焼却施設は見えないのかもしれないが、加算要素・変更要素なしに、現状がこうなる、という(予測)だけではどうか。	道の駅側から工業団地の一番トップの位置の標高で、写真をカッティングして、ごみ焼却施設が道の駅からどういふふうに見えるかということについては作業し、評価書とは別に後日、こちらの委員会に提出をさせていただきたい。
27	事後調査	小玉委員	事後調査は事業が始まるまでしかししないものか。施設稼働後に改善していく努力が必要と考えるが。	(事務局で、事後調査の仕組みを説明後) 稼働後も可能な限り改善は行っていく
28		小玉委員	3.11のときのセンサで、最近話題になるのが、ただ単に大気中の濃度ではなく、雨が降ったときにスポットができて、強いのはそれが土壤に吸着していき、地下水へ行くと。それを予測することは今の技術では不可能。なので事後調査の方で、特に地下水に関して、あるいは生態もそうだが、そういうことが起こり得るのだということを考え、事後調査を充実させるべきではないかと思う。	事後調査につきましては今、現況調査をやっており、それにほぼ、全部全部匹敵するわけではないが、ほぼ近い状態での事後調査を1年間やらせていただく。
29		永松委員	この会議での発言、その結果は、どうやって担保されるのか。最終的にはどんな形で実現するのかなという道筋がちょっと見えない。	(事務局回答) 今、準備書段階であり、これに対して知事意見を出して、次に評価書手続きに入る。その評価書の検討の段階等で、どういう対策を講じられるかということも当然記載するので、そこで確認ができる。 最終的には、評価書段階が終わると、許認可をとって事業着手となり、ここから実際の事業が始まる。県の制度では、事後調査制度があり、事業実施の前に、どのよ

				うな事後調査を行うかを記載した計画書が提出される。その結果は、最終的には事業が終わった後に事後調査報告書という形で出していただく。その結果を見て、知事として保全措置の必要があると判断する場合は、県の方から意見を述べるといった流れで、それぞれの場面で確認する。
30		清水委員	1年間で十分であること(継続的に行わなくてよいこと)を簡潔に示した方が良いかと思う。それとも、法に準拠しているから、1年であるとの理由なのか。だとしたら、伝わりにくいと思う。	事後調査には、調査内容が2つある。 一つは現地調査と同じような調査を1年間かけてもう一度再調査をして、その変化があるのかなのかということを確認するというのが事後調査。 もう一つは、供用時におけるモニタリング。通常の大気汚染防止法とか、ダイオキシンの特別措置法、これらの法律に基づいて、毎年その法律に基づいた回数分を定期的に測定していく。
31		小玉・高橋委員	事後調査にある1年のモニタリングと法に基づく測定以外に予定はないか。1年後の事後調査で分からない部分もあると思われ、住民も危惧しているようだが。	一般論として法定基準とは別に住民との合意による遵守基準を定め協定を結ぶ。その中で土壌や水質の測定等をしてほしいということであれば、任意約束として実施することになる。
32	健康影響	大西委員	工事との因果関係を証明することは全くできないが、アレルギー症状が現れる人が出てくると思われるので、健康状況も見ていく準備があってもいいのかなと思うが。 また、稼働後の排出状況は毎日観測して、住民とのコミュニケーションをしっかりとやってほしいと思う。	今の施設は、ダイオキシン類を除き、硫黄酸化物、窒素酸化物等を毎時計測し、施設の入口や、住民の要望に応じ住民の方が住んでおられる公園で、状況を表示するように全てなっている。
33		大西委員	疫学分野では、微小粒子による健康影響が注目されているが、健康影響が出るかどうか、客観的に分からない中で住民の声にどのように対応していくのか、住民へのフォローを検討する余地はあるか。	住民合意が出来ていない中で、話をするのは難しいので、事例紹介させて頂く。環境管理協定にかかる住民との話し合いの中で、健康管理や不安を訴える声があり、住民の健康への不安は払拭しなければならないので、検査等を実施した例がある。
34		大西委員	疫学公衆衛生のところで定期的に住民の皆さんの健康のチェックをしてあげるなどの、新しい施設の形というのは検討出来ないだろうか。	前回事例として照会したが、これまでも稼働している施設にで、住民の方が健康に対する不安感をお持ちだということがあれば、過去には血液検査なり健康診断を行政の方でやってきた。 これをシステム化ということになると、住民の意向や個人情報の管理の問題もある。それから、物質そのものがこの焼却炉があるからといって人工的につくられると

				<p>いうものでなしに、大半は自然界に存在するもので、その由来を指摘するのは難しいと判断しているので、住民に対する配慮は、十分にしていきたいと考えている。</p>
35		仲田委員	<p>健康影響については、過小評価してはいけない。一律な基準でよしとできるほどヒトは様ではない。(同じ環境に暮らす兄弟でもアレルギーを起こす子、そうでない子がいる) 出来る限りの対策をとることが第一であるが、それよりもっと前の、「ごみを極力出さない社会」「有害物質を出すごみの減量」を、このごみ焼却場を利用する住民全体の責任として、きちんと徹底することが必要。自分の出したゴミを、誰がどう処理して、その結果だれにどんな影響を及ぼすのか、立地する地区の住民だけが知ればいい問題ではない</p>	<p>最初の3行の御指摘ということは理解をするが、残りは、これから東部広域を構成する1市4町の行政の手法のことであると認識。</p>
36	情報公開	仲田委員	<p>当然のこととして、情報は、速やかに、包み隠さずが原則。面倒だから隠すというのは、結局余計に面倒を引き起こす元。事業者と住民は対立するものではなく、必要なことを協力して進めていかなければならない。</p>	<p>情報公開についても当然、事業者である東部広域と住民とは話し合いを続けていく。</p>
37	工業団地との関連性	仲田委員	<p>環境影響評価の対象でないことは承知だが、影響については関連性があるのが当然と思う。住民の意見に、対象外と突っぱねても同意は得られない。協力して行えば、費用の面でも手間の面でも削減に繋がるのではとも思うが、もっと柔軟性を持った対応はできないのか。</p>	<p>工業団地については、本条例の適用になっていない部分で、こちら現地調査等のデータ等を鳥取市の方の工業団地側の事業者の方に提供をしていく。</p>

東部広域行政管理組合可燃物処理施設整備事業の準備書知事意見とする項目等について

【全般的事項について（項目）】

項 目
1．把握した住民の「意見」に対する十分な説明、積極的な情報公開について
2．廃棄物の焼却処理方式等の決定と決定後の検証について
3．工業団地を含む将来の環境状態の設定について
4．直近民家や学校など環境保全に関して特に配慮を要する施設に対する予測評価について
5．事後調査に関する調査項目・地点・期間等の全般事項の再確認について 住民意見等を勘案した施設供用後のモニタリングについて
6．公害防止に係る計画目標値の設定根拠について
7．緊急時における環境への影響に関する対応について
8．新たに環境に影響を及ぼす事実が生じた場合の対応について
9．住民からの準備書意見概要の分類について
10．方法書からの変更箇所の記載、準備書の誤記載の修正とわかりやすい図書の作成について

【大気質について】

意見の文言案
11．予測評価で用いた式が、地形の地域特性等を十分に考慮した結果、用いた式であることの根拠を明らかにするとともに、必要な場合は見直し、見直した際は本予測式を用いて行った他の評価項目についても再度、予測・評価を実施すること。

【大気質、騒音・振動について】

意見の文言案
12．大気、騒音・振動の環境影響評価項目について、ひとつの調査等項目に複数の環境影響要因（「建設機械の稼働」と「資材運搬等の車両の走行」等）が同時期に存在する場合は、それぞれの環境影響要因による影響を合成した予測及び評価を行うこと。

【騒音について】

意見の文言案
13．事業実施区域は、鳥取県公害防止条例第58条に規定する深夜騒音規制が適用される地域であり、施設の稼働に伴う騒音の予測結果では、その規制値を超えることから関係する記載内容を修正のうえ、適切な環境保全措置を検討し、再評価すること。
14．騒音予測結果については、環境基準等以下ではあるものの、極力環境を悪化させないという観点から、環境保全目標との比較だけでなく、現況からどれだけ環境負荷が増加するかを表す寄与率の考え方などを取り入れ、評価すること。

【悪臭について】

意見の文言案
15．施設の稼働に伴う悪臭の濃度予測において、煙突排ガスによる臭気指数の予測条件で用いた類似施設を明らかにするとともにその選定理由を明らかにすること。

【土壌について】

意見の文言案
16. 土壌の現地調査地点については、大気質の拡散予測結果を踏まえ、必要に応じて最大着地濃度出現地点付近にも設定すること。

【水質について】

意見の文言案
17. 用水・排水計画について、用水、プラント系・洗車・生活系排水及び雨水に係る想定水量・水質及び水処理施設の概要等を含めフロー図等により明らかにすること。
18. 地下水については、「ごみピット等からの漏水により地下水を汚染することのない構造とする」ことを理由に、評価項目として選定していないことから、どのような地下ピット構造とするのか明らかにすること。

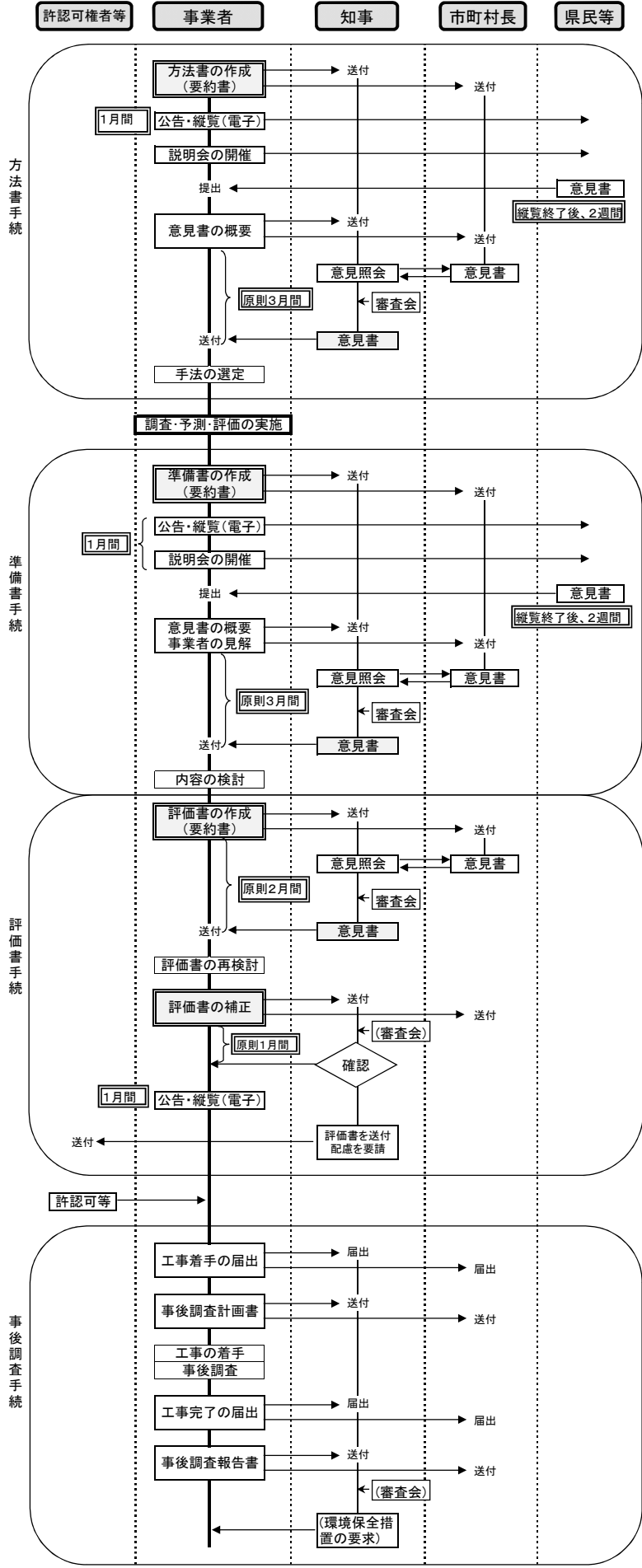
【植物、動物、生態系について】

意見の文言案
19. 植物・動物、生態系の環境保全措置については、不確実性が高いことから専門家等の指導や助言を得て進めるとともに、必要に応じてその事後調査の内容・期間等を見直すこと。なお次の2点については、特に配慮すること。 カスミサンショウウオについては、事後調査結果の確認（繁殖状況等）についても、専門家等の指導や助言を得て検討すること。 ホンゴウソウについては、移植が相当困難な種であることから、最大限の回避・低減を図り、どうしても回避・低減が難しい場合は専門家に相談し、移植等の保護を図るための代替策を検討すること。
20. 環境省「絶滅のおそれのある野生生物の種のリスト」は平成24年8月に、「鳥取県の絶滅のおそれのある野生動植物のリスト」は平成23年3月にそれぞれ改訂されている。現地調査結果で確認した植物・動物等の種について整合性を確認し、記載事項を修正するとともに、必要に応じて予測・評価及び環境保全措置等を行うこと。

【その他】

意見の文言案
21. 準備書に記載のある交通安全対策については住民意見を踏まえて、適切に実施すること。

鳥取県環境影響評価条例の手の続の流れ



【方法書手続】
「環境影響評価(調査・予測・評価)を行う方法」の案について、環境保全上の意見を求めるために作成。

【準備書】
環境影響評価の結果や環境の保全措置等について環境保全上の意見を求めるために作成。

【評価書】
提出された各意見を踏まえ、環境影響評価を実施した結果を取りまとめたもの。